

府 共 第 821 号
雇 児 発 1226 第 2 号
平 成 25 年 12 月 26 日

都道府県知事 殿

内 閣 府 男 女 共 同 参 画 局 長

厚 生 労 働 省 雇 用 均 等 ・ 児 童 家 庭 局 長

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」の施行等について

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 72 号。以下「改正法」という。）については、平成 26 年 1 月 3 日から施行されるとともに、改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号。以下「法」という。）に基づく、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）については、別途、主務府省庁の連名により通知することとしているところである。

各地方公共団体において施策を実施する際は、法及び基本方針並びに下記に示す留意事項等に十分配慮し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に万全を期されたい。また、都道府県におかれては、管内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）、関係機関及び関係団体にも周知徹底をお願いする。

なお、この通知については、警察庁、法務省及び文部科学省の了承を得ており、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1 生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者に対する準用

改正法により、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について、法を準用することとされた（法第5章の2関係）。

これは、「外部からの発見・介入が困難であり、かつ、継続的になりやすい」といった配偶者からの暴力と同様の事情があり、その被害者を救済するために、法律上の支援の根拠の明確化及び保護命令の発令の必要性が認められることから、配偶者からの暴力に準じて、法の対象とすることとされたものである。

また、配偶者から暴力等を受けた後に離婚等をし、引き続き暴力等を受ける場合については適用対象とされていることから、生活の本拠を共にする交際相手から暴力等を受けた後に生活の本拠を共にする関係を解消し、引き続き暴力等を受ける場合についても、同様に適用対象となるようにすることとされたものである。

- (1) 法第28条の2中「生活の本拠を共にする」場合とは、被害者と加害者が生活の拠り所としている主たる住居を共にする場合を意味するものとして考えられている。

生活の本拠については、実質的に生活をしている場所と認められる場所をいい、例えば、居住期間の単純な長短のみで決まるものではないと考えられている。具体的には、住民票の記載、賃貸借契約の名義、公共料金の支払い名義等の資料から認定し、判断することができることがあるほか、そのような資料が存在しない場合であっても、写真、電子メール、関係者の陳述等から生活の実態を認定し、判断されることとなると考えられている。

なお、法にいう「配偶者」には、「婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者」を含むと定められており（法第1条第3項）、「婚姻意思」、「共同生活」、「届出」のうち「届出」がないものがいわゆる事実婚として整理されるのが一般的とされているところ、新たに適用対象とされた生活の本拠を共にする交際相手については、さらに「婚姻意思」も認められない場合を想定したものとされている。

- (2) 法第28条の2中「婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないもの」については、婚姻関係において一般的に見られる客観的な共

同生活の実態を参考にしつつ、その有無を判断すると考えられており、例えば、専ら交友関係に基づく共同生活、福祉上、教育上、就業上等の理由による共同生活、又は専ら血縁関係、親族関係に基づく共同生活などを挙げることができ、これらに該当するものは法の適用対象から除外されることとなると考えられている。

- (3) 保護命令の申立てをする場合においては、被害者は「生活の本拠を共にする交際」であることを立証し、「婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないもの」の該当性については、相手方が立証責任を負うことが想定されている。
- (4) 改正法の施行前に生活の本拠を共にする交際相手から身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫がされていた場合であっても、改正法の施行後は、法第 28 条の 2 に基づき保護命令の申立てをすることができることとされている。

2 施行期日等

改正法は、公布の日から起算して 6 月を経過した日（平成 26 年 1 月 3 日）から施行するものとされた（附則第 1 項関係）。

また、改正法により、法律の題名を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改めることとされたほか、その他所要の規定の整備が行われた。

3 留意事項

改正法は、配偶者以外の交際相手からの暴力への対処及びその被害者の保護の在り方が課題となっている状況に鑑み、その解決に資する観点から、保護命令制度その他の施策の対象を拡大し、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力の防止及びその被害者の保護のための施策を講じるため、議員立法により制定されたものであり、その施行に伴い基本方針の見直しを行った。これらの制定の趣旨を踏まえた留意事項は次のとおりである。

(1) 法に基づく施策の対象

法第 28 条の 2 においては、生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手からの暴力及びその被害者について、法に定められる全ての施策が適用されるように、この法律の規定が準用され、必要な読替えが行われている。そこで、配偶者からの暴力の防止及びその被害者の保護に関する施策については、1 や基本方針を参照いただき、原則として、生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手からの暴力及び被害者もその対象となることに御留意いただきたい。

また、配偶者暴力相談支援センター（以下「支援センター」という。）で

は、1の内容を踏まえ、及び関連の施策についての情報の収集に努め、相談、情報提供等の業務を行うことに御留意いただきたい。

(2) 保護命令制度の適切な運用の実現

ア 改正法の施行に伴い、支援センターが裁判所に提出する書面の様式を別紙1のとおり、また、その記載要領については別紙2のとおりとするので、活用されたい。なお、別紙1及び別紙2については最高裁判所の了承を得ている。

イ 生活の本拠を共にする交際相手からの暴力の被害者からの保護命令の申立てや発令の状況に関しては、保護命令手続における関係機関が定期的かつ実践的な情報交換を行うとともに、職務関係者に対する研修等により周知することに御留意いただきたい。

ウ 支援センターにおいては、保護命令制度の適切な運用の実現に向け、基本方針や関連通知を参照いただき、被害者に対し、無審尋の発令（法第14条第1項、第28条の2関係。保護命令を審尋の期日を経ずに発するもの。）等について説明し、被害者が円滑に保護命令の申立てができるよう配慮するとともに、保護命令の発令後においては、被害者の住所又は居所を管轄する警察や新たな避難先となる地方公共団体と連携し、被害者の安全の確保を図るよう御留意いただきたい。

エ 関係機関等が参加する協議会等の場では、保護命令制度の運用において調整を要する事項に関し、例えば、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力に係る申立て、無審尋に係る申し出、広域的な連携など、現場における対応を想定し、相互の協力の在り方等について実践的な検討を行うことに御留意いただきたい。

(3) その他

ア 交際相手からの暴力に係る相談等については、これまで、婚姻関係に至った場合における暴力の予防という観点から、支援センターにおける相談の対応を周知しているところであるが、改正法により、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力に関しても法の適用対象となったことから、支援センターにおいては、引き続き、相談窓口の利用を周知し、相談に対応するよう御留意いただきたい。また、婦人相談所においては、従来より、生活の本拠を共にする関係以外の交際相手からの暴力に関するものも含め、売春防止法（昭和31年法律118号）に基づく運用により適切な対応を行うこととされており、引き続き対応されるよう御留意いただきたい。

イ 若年層への教育啓発に関しては、学校において、専門的な知識や経験を有する有識者等の派遣等の方法により実施することも考えられる。

(別紙省略)